

（記載例） 汚染土壌の区域外搬出届出書

〇年 〇月 〇日

高松市長 殿

届出者 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
 △△△△株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇
 （氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名）

土壤汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壌について、次のとおり届け出ます。

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	トリクロロエチレン（土壤溶出量基準及び第二溶出量基準不適合0.031～0.4 mg/L） 鉛（土壤含有量基準不適合160 mg/kg、土壤溶出量基準不適合0.011～0.03 mg/L）
汚染土壌の体積	1500 m ³ （トリクロロエチレン：1000 m ³ 、鉛：500 m ³ ）
汚染土壌の運搬の方法	トリクロロエチレン：陸運（自動車）→海運（船舶）→陸運（自動車） 鉛：陸運（自動車） ※詳細は添付書類「運搬計画書」P△の運搬フロー図を参照
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	株式会社〇〇運搬
汚染土壌の搬出の着手予定日	〇年 〇月 〇日
汚染土壌の搬出の完了予定日	〇年 〇月 〇日
汚染土壌の運搬の完了予定日	〇年 〇月 〇日
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先	〇〇株式会社：〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 TEL：000-000-0000 △△株式会社：〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 TEL：000-000-0000 □□株式会社：〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 TEL：000-000-0000 ※詳細は添付書類「運搬計画書」P〇を参照
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限る。）	〇〇埠頭株式会社：〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 TEL：000-000-0000 積替施設の図面及び写真については添付書類「運搬計画書」P〇を参照
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限る。）	〇〇埠頭倉庫株式会社：〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 TEL：000-000-0000 保管施設の図面及び写真については添付書類「運搬計画書」P〇を参照
汚染土壌を処理する場合	
要措置区域等の所在地	高松市〇〇町〇〇番地〇
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	トリクロロエチレン：〇〇株式会社 鉛：△△株式会社
汚染土壌を処理する施設の所在地	〇〇株式会社：〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 △△株式会社：〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
処理の完了予定日	〇年 〇月 〇日
汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の	運搬の完了予定日から60日以内の日付を記載してください。
自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地	

搬出の完了予定日から30日以内の日付を記載してください。

運搬の完了予定日から60日以内の日付を記載してください。

土地の形質の変更の完了予定日	
汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※添付書類

- ・汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面
- ・土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- ・搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票(法第二十条第一項に規定する管理票をいう。以下同じ。)の写し
- ・汚染土壌の運搬の用に供する自動車等(法第五十四条第三項に規定する自動車等をいう。以下同じ。)の構造を記した書類
- ・運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類
- ・汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる書類
 - ・汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者(法第十六条第四項第二号に規定する汚染土壌処理業者をいう。以下同じ。)に委託したことを証する書類
 - ・汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第二十二条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証(汚染土壌処理業に関する省令第十七条第一項に規定する許可証をいう。第六十四条第二項第五号ロにおいて同じ。)の写し
- ・汚染土壌を法第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面
 - ・自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、他の自然由来等形質変更時要届出区域(以下「搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域」という。)内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面
 - ・自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況が第六十五条の二に規定する基準に該当することを証する書類
 - ・自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の地質が第六十五条の三に規定する基準に該当することを証する書類
 - ・自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、第六十五条の四に規定する要件に該当することを証する書類
 - ・自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に他人に使用させる場合にあっては、その旨を証する書類

- ・汚染土壌を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更に使用する場合には、次に掲げる書類及び図面
 - ・一の要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域（以下「搬出先の要措置区域」という。）内の土地の形質の変更又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域（以下「搬出先の形質変更時要届出区域」という。）内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面
 - ・要措置区域及び搬出先の要措置区域又は形質変更時要届出区域及び搬出先の形質変更時要届出区域が一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証する書類